

道州制にかかる論点

1 道州制について

1-1 今なぜ道州制なのか。

- ・今なぜ道州制なのか、どういう道州制かなど、そもそも論から始める必要があるという意見があるが、どう考えるか。

1-2 道州制の議論をどう進めるか。

- ・骨子案では「道州制国民会議は3年以内に答申、政府は答申後2年を目途に必要な法制整備」を義務付けているが、道州制導入に対する地方や国民の賛否の確認などをどう考えるか。

※道州制に関する基本的考え方（抄）

3 道州制の基本原則

1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない

国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。

4 道州制検討の進め方

1 国と地方の協議の場を活用すべきである

道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導で行われるべきであり「国と地方の協議の場」に「国のかたち検討部会」を設置し、特に、中央府省の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の自治立法権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。

2 国民意識の醸成が何より重要である

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の具体的なイメージについて、また道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われることが何より重要である。

2 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担について

2-1 国・道州・基礎自治体の役割分担について、どう考えるか。

2-2 中央府省の解体再編、国の出先機関の廃止を含めた国の組織・機構について、どう考えるか。

・国が担うべき事務事業は、具体的にどのようなものか。

2-3 基礎自治体が役割を果たすための規模・体制について、どう考えるか。

※道州制に関する基本的考え方（抄）

3 道州制の基本原則

2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする

道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国との必要な連携は確保しつつも、道州が国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。また、単なる都道府県合併となってはならない。

3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない

「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことは、国と地方の双方の政府の機能強化や行政の効率化による国民負担の軽減にもつながるものである。

その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することとし、道州は、広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。

また、都道府県の事務を移管するに当たっては、基礎自治体たる市町村は、自立性の高い行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制とする必要がある、このための方策を検討する必要がある。

◆道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法府のあり方、中央府省の解体再編、国の出先機関の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。

また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。

さらに、国から地方への権限・財源の大幅な移譲が想定される道州制を検討するにあたり、国の巨額の債務をどう扱うかは大きな課題である。都道府県を廃止する際にもその債務の扱いを決定する必要がある。地方分権を実現するための道州制が、早々から巨額の債務で硬直した財政状況により身動きのとれない地方自治体の誕生とならないよう、議論の前提として整理しておくべきではな

いか。

④ 市町村との関係

市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。

3 税財政制度のあり方について

3-1 自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度及び道州間の財政調整制度について、どう考えるか。

- ・ 国税・地方税の税目配分や課税自主権の抜本的見直し
- ・ 地方交付税のあり方

※道州制に関する基本的考え方（抄）

3 道州制の基本原則

6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない

地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。

道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

◆道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

② 税財政制度のあり方

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。

4 自治立法権の確立について

4-1 道州の自治立法権と国会の立法権の関係について、どう考えるか。

- ・ 道州の自治立法権の内容によっては国会の立法権に影響するが、現行憲法との整合性について、どう考えるか。
- ・ 国法と道州の自治立法のあるべき関係をどう保障するか。

※道州制に関する基本的考え方（抄）

3 道州制の基本原則

5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない

内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州に広範な自治立法権を付与するようにしなければならない。

◆道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

⑦ 自治立法権の確立

道州が、その担う事務に関して、広範な自治立法権を確立するためには、どのような課題があるか。国法と道州の自治立法のあるべき関係をどう保障するか、道州と市町村それぞれの自治立法の関係をどのように整理すべきか。

※日本国憲法（抄）

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

5 住民自治などのあり方について

5-1 仮に基礎自治体の規模が拡大するのであれば道州だけでなく基礎自治体と住民との距離も遠くなるが、住民自治のあり方をどのように考えるか。

※道州制に関する基本的考え方（抄）

道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

⑤ 住民自治などのあり方

住民との距離が遠くなるといった懸念が指摘される道州における住民自治のあり方をどうするか。その際、郷土への愛着や誇りを維持する観点も踏まえて検討すべきか。

6 首長・議会議員の選出方法

※道州制に関する基本的考え方（抄）

道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

⑥ 首長・議会議員の選出方法

道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）

また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）

7 その他